平成２８年（フ）第１９７８号
名古屋市中区平和２丁目８番20号　フローラル東別院706号
債務者　吉田　知代
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１２３号
京都府城陽市平川東垣外46番地の１
債務者　木下惠子歌謡教室こと　久保　惠子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１５９号
京都市西京区嵐山谷ケ辻子町51番地　ヴェルフィオーレ嵐山　211
債務者　吉田　佳樹
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１７８号
京都市伏見区羽束師菱川町60番地２　カーサＮＡＫＡＭＵＲＡ406号室、前住所京都市伏見区久我東町８番地69
債務者　吉岡　弘泰
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１９１号
京都市右京区西院東貝川町72番地　オザサライブコープ　402
債務者　仲道　一志
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２２０号
京都市下京区松原通大宮東入北門前町735番地　大宮コーポ202号
債務者　森岡　　聡
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１５号
京都市伏見区淀美豆町251番地75、前住所京都府八幡市橋本狩尾１番地の173
債務者　北之園朝香
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１９号
京都府宇治市神明石塚77番地の48
債務者　伊吹　隆志
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２０号
京都府宇治市神明石塚77番地の48
債務者　伊吹　一江
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３７号
京都市伏見区竹田向代町113番地３　ルックウィン洛南402号
債務者　丸川　　敦
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４０号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地１―736
債務者　山川　滝夫
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４３号
京都市伏見区深草墨染町５番地９　ディアコート211、前住所京都市伏見区久我本町７番地113
債務者　山本　康二
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１００１号
大阪府大阪狭山市今熊７丁目189番地の１　Ａ―1501号室
債務者　甲斐久留美（旧姓赤野）
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
大阪府羽曳野市碓井１丁目695番地の17
債務者　鶴田　有生
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
大阪府羽曳野市古市６―２―13　206号室
住民票上の住所大阪府羽曳野市古市４丁目３番３号
債務者　土佐　博康
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２３２号
岡山県倉敷市玉島乙島3251番地１　浅原コーポ２Ｆ東、旧住所岡山県倉敷市児島上の町３丁目６番10号
債務者　庄子　賢二
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１４号
熊本県宇城市不知火町高良2728番地
債務者　八木田祐也
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係